

政府における議論

＜平成24年12月～平成25年6月＞

- ◆農林水産省 攻めの農林水産業推進本部 (H25.1 設置/計3回)
- ◆産業競争力会議 (H25.1設置/計2回)

＜平成25年7月～平成25年12月＞

- ◆農林水産省 攻めの農林水産業推進本部 (計6回)
- ◆農林水産業・地域の活力創造本部 (H25.5設置/計11回)
- ◆産業競争力会議 農業分科会 (H25.9設置/計5回)
- ◆規制改革会議 本会議及び農業WG (計11回)

I. 平成25年6月 「日本再興戦略～JAPAN IS BACK～」閣議決定

- 農地中間管理機構の整備・活用（10年間で担い手の農地利用割合を現状の5割から8割まで拡大）
⇒H25.12 農地中間管理機構関連法成立(H26.3施行)
- 農商工連携等による6次産業化の推進（2020年6次産業市場規模10兆円目標）
- 農林水産物・食品の輸出促進（2020年輸出額1兆円目標）

II. 平成25年12月 「農林水産業・地域の活力創造プラン」決定

【需要フロンティアの拡大】

- 食文化・食産業のグローバル展開
- 薬用作物や加工・業務用野菜等の生産

【需要と供給を繋ぐバリューチェーン構築】

- 農商工連携、医福食農連携等の6次産業化の推進
- 次世代施設園芸、新品種・新技術の開発
・普及、再生可能エネルギーの導入

【生産現場の強化】

- 農地中間管理機構による農地集積・集約化
- 水田フル活用と米政策の見直し
・米の生産調整の見直し(H30年産を目途に実行)
・水田フル活用による飼料用米等の本作化
- 経営所得安定対策の見直し
・担い手を対象とした経営所得安定対策の確立
⇒H26.6 担い手経営安定法の一部改正法成立(H27.4施行)
・米の直接支払交付金をH29年産米までの時限措置として実施
- 収入保険の導入検討
- 農協・農業委員会・農業生産法人の改革をH26.6にまとめる旨決定

【多面的機能の維持・発揮】

- 日本型直接支払制度の創設（「産業政策」と「地域政策の明確化」）
⇒H26.6 多面的機能法成立(H27.4施行)

産業政策

産業政策と地域政策を車の両輪として
組み合わせて実行
(3本柱)
(1本柱)

地域政策

政策の4本柱

いわゆる「4つの改革」

Ⅲ. 平成26年6月 「日本再興戦略 改訂2014」 閣議決定 平成26年6月 「農林水産業・地域の活力創造プラン」 改訂決定

- 農協・農業委員会・農業生産法人の改革の推進
(農協・農委改革は60年ぶり)
- オールジャパンの輸出体制・輸出環境の整備
- A-FIVEの更なる積極的な活用
⇒H26.10 支援基準見直し・ガイドライン策定

Ⅳ. 平成27年2月 農協・農業委員会・農業生産法人の改革の法制度等の骨格決定

- 農協改革
 - ・ 地域農協が、自由な経済活動を行い、農業所得の向上に全力投球できるようにする
 - ・ 連合会・中央会が、地域農協の自由な経済活動を適切にサポートする
- 農業委員会
 - ・ 農業委員の選任方法を公選制から市町村長の選任制に変更
 - ・ 農地利用最適化推進委員の新設
 - ・ 農業委員会をサポートするため、都道府県段階及び全国段階に、農業委員会ネットワーク機構を指定
- 農業生産法人
 - ・ 6次産業化等を通じた経営発展を促進するため、農業生産法人要件（議決権要件、役員の農作業従事要件）を見直す
⇒H27.8 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律成立

Ⅴ. 平成27年3月 新たな食料・農業・農村基本計画閣議決定

- 実現可能性を重視した食料自給率目標の設定
 - カロリーベース：39%(H25)→45%(H37)
 - 生産額ベース：65%(H25)→73%(H37)
- 我が国の食料の潜在生産能力を評価する食料自給力指標を初めて公表
- 農林水産物・食品の輸出拡大、農地中間管理機構のフル稼働、米政策改革、農協等の改革など今後の施策の展開方向を提示

政府における議論

＜平成26年1月～平成26年6月＞

- ◆農林水産業・地域の活力創造本部(計2回)
- ◆産業競争力会議 農業分科会 & 課題別会合(計4回)
- ◆規制改革会議 農業WG(計10回)
⇒H26.6「規制改革実施計画」閣議決定

＜平成26年7月～平成27年2月＞

- ◆農林水産業・地域の活力創造本部(計1回)
- ◆規制改革会議 農業WG(計3回)

＜平成26年1月～平成27年3月＞

- ◆食料・農業・農村政策審議会(計18回)

新たな食料・農業・農村基本計画について

施策推進の基本的な視点

- 農業や食品産業の成長産業化を促進する「産業政策」と、多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」とを車の両輪として**食料・農業・農村施策の改革を着実に推進**

基本法の基本理念の実現に向けた施策の安定性の確保

食料の安定供給の確保に向けた国民的議論の深化

需要や消費者視点に立脚した施策の展開

農業の担い手が活躍できる環境の整備

持続可能な農業・農村の実現に向けた施策展開

新たな可能性を切り拓く技術革新

農業者の所得の向上と農村のにぎわいの創出

中長期的な情勢の変化の見通し

食料・農業・農村をめぐる情勢

高齢化や人口減少の進行

世界の食料需給をめぐる環境変化、グローバル化の進展

社会構造等の変化と消費者ニーズの多様化

農地集積など農業・農村の構造変化

多様な可能性(国内外の新たな市場、ロボット技術等)

東日本大震災からの復旧・復興

これまでの食料・農業・農村基本計画

食料・農業・農村基本法(平成11年7月制定)に基づき策定
今後10年程度先までの施策の方向性等を示す、農政の中長期的なビジョン

平成12年3月決定 基本計画

平成17年3月決定 基本計画

平成22年3月決定 基本計画

おおむね5年ごとに
見直し

食料自給率の目標

- 食料自給率目標は**実現可能性を考慮**して設定

【カロリーベース】

【生産額ベース】

39%(H25) → 45%(H37) 65%(H25) → 73%(H37)

食料自給率の目標

- ・食料消費の見直し
- ・生産努力目標
- ・総合食料自給率(カロリーベース、生産額ベース)
- ・飼料自給率

- **食料自給力指標を初めて公表**

食料自給力(食料の潜在生産能力)

- ・食料自給力指標
食料の潜在生産能力を評価する食料自給力指標を提示し、食料安全保障に関する国民的議論を深め、食料の安定供給の確保に向けた取組を促進

講ずべき施策

食料の安定供給の確保

- **食品の安全確保**と、食品に対する**消費者の信頼の確保**に向けた取組の推進
- **食育の推進**と**国産農産物の消費拡大**、「和食」の**保護・継承**の推進
- 農業や食品産業が、消費者ニーズへの的確な対応や新たな需要の取り込み等を通じて健全に発展するため、**6次産業化**、**農林水産物・食品の輸出**、**食品産業の海外展開**等を促進
- 食料の安定供給に係る様々なリスクに対応するため、**総合的な食料安全保障を確立**

農村の振興

- **多面的機能支払制度**、**中山間地域等直接支払制度**の着実な推進や**鳥獣被害への対応強化**
- 高齢化や人口減少の進行を踏まえ、「**集約とネットワーク化**」など地方創生に向けた取組の強化
- 都市農村交流、多様な人材の都市から**農村への移住・定住等の促進**

【基本計画と併せて策定】

農地の見直しと確保

農林水産研究基本計画

農業構造の展望

魅力ある農山漁村づくり
に向けて

農業経営等の展望

農業の持続的な発展

- 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた**担い手の育成・確保**、**経営所得安定対策**の着実な推進
- **女性農業者が能力を最大限発揮**できる環境の整備
- **農地中間管理機構のフル稼働**による担い手への**農地集積・集約化と農地の確保**
- 構造改革の加速化や国土強靱化に資する**農業生産基盤の整備**
- **米政策改革**の着実な推進、**飼料用米等の戦略作物の生産拡大**、農業の生産・流通現場の**技術革新等**の実現
- **気候変動への対応等**の推進

東日本大震災からの復旧・復興

- 農地や農業用施設等の**着実な復旧等**の推進
- **食品の安全を確保**する取組や**風評被害の払拭**に向けた取組等の推進

団体の再編整備

- **農協改革**や**農業委員会改革**の実施
- 農業共済団体、土地改良区の**在り方について**、**関連制度の在り方を検討**する中で、検討

「強い農業」と「美しく活力ある農村」の創出

食料自給率目標

これまでの基本計画における食料自給率目標の考え方

	総合食料自給率目標		食料自給率目標の考え方
	カロリーベース	生産額ベース	
平成12年基本計画	45%	74% (参考値)	計画期間内における食料消費及び農業生産の指針となるものであることから、実現可能性や、関係者の取組及び施策の推進への影響を考慮して設定
平成17年基本計画	45%	76%	望ましい食生活や消費者ニーズに応じた国内生産の指針としての役割を有することを踏まえ、計画期間内における実現可能性を考慮して設定
平成22年基本計画	50%	70%	我が国の持てる資源をすべて投入した時にはじめて可能となる高い目標として設定

食料自給率目標

新たな食料自給率目標における供給熱量の算定の考え方

<目標年度における1人・1日当たり総供給熱量(分母)>

○ 少子高齢化の進行に伴う摂取熱量の減少を加味して、目標年度における1人・1日当たり総供給熱量を算定

<目標年度における1人・1日当たり国産供給熱量(分子)>

○ 目標年度に向けて、**現実に見合った需要量を想定し、その下での現実的な生産条件に見合った生産量を設定し、熱量換算を行い算定**

食料自給率について②

食料自給率目標

現行の基本計画における食料自給率目標等

- 現行の基本計画における食料自給率目標については、平成22年度基本計画における食料自給率目標の検証結果を踏まえ、計画期間内における実現可能性を考慮して設定。

		平成25年度(基準年度)		平成37年度(目標年度)	
法定 目標	供給熱量ベースの 総合食料自給率	39%	$\left(\frac{1人・1日当たり国産供給熱量(939kcal)}{1人・1日当たり総供給熱量(2,424kcal)} \right)$	45%	$\left(\frac{1人・1日当たり国産供給熱量(1,040kcal)}{1人・1日当たり総供給熱量(2,313kcal)} \right)$
	生産額ベースの 総合食料自給率	65%	$\left(\frac{食料の国内生産額(9兆8,567億円)}{食料の国内消費仕向額(15兆1,200億円)} \right)$	73%	$\left(\frac{食料の国内生産額(10兆4,422億円)}{食料の国内消費仕向額(14兆3,953億円)} \right)$
飼料自給率		26%	$\left(\frac{純国内産飼料生産量(616万TDNトン)}{飼料需要量(2,380万TDNトン)} \right)$	40%	$\left(\frac{純国内産飼料生産量(889万TDNトン)}{飼料需要量(2,243万TDNトン)} \right)$
農地面積		454万ha (平成26年 452万ha)		440万ha	
延べ作付面積		417万ha		443万ha	
耕地利用率		92%		101%	

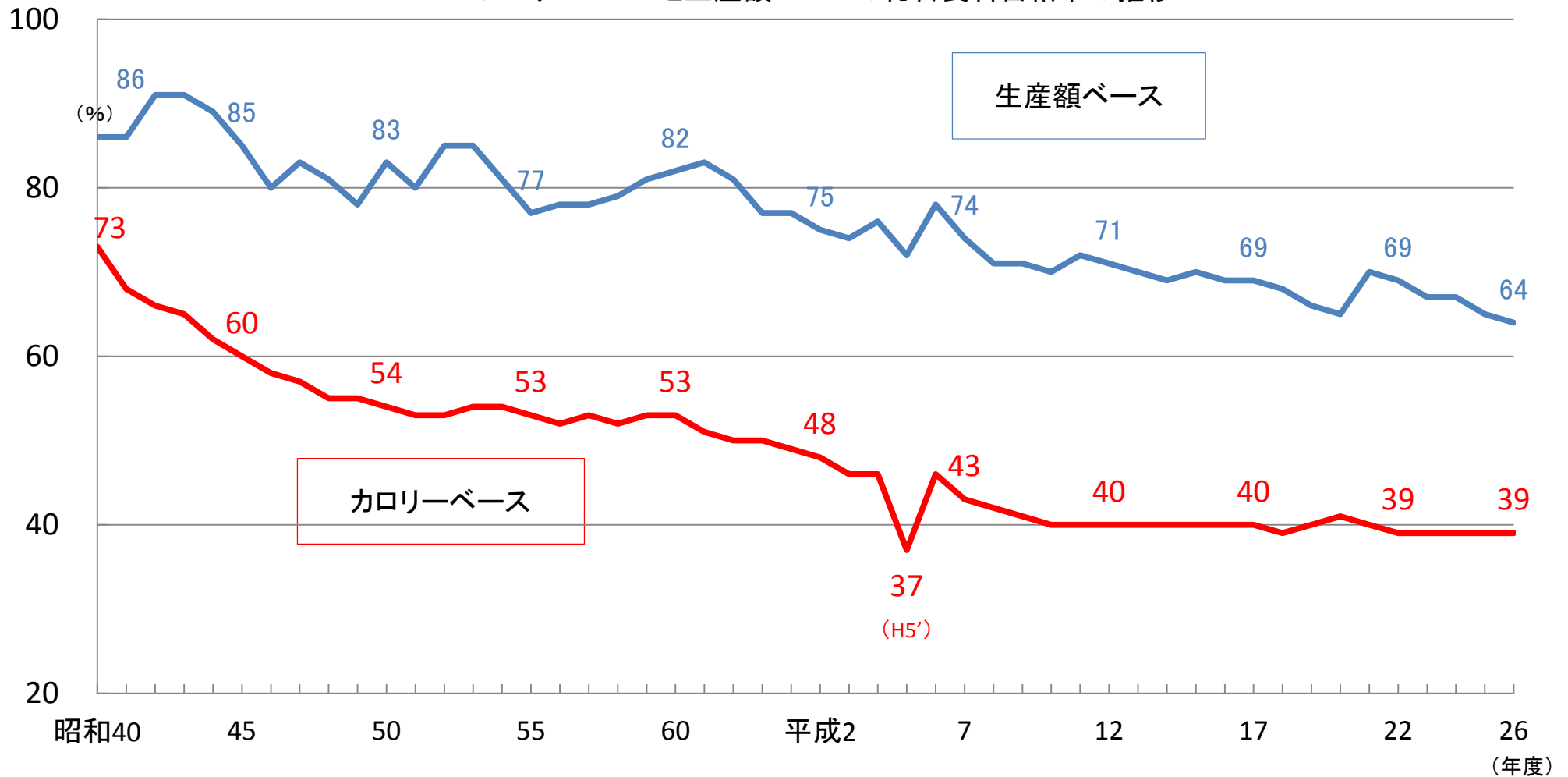
(参考)平成22年基本計画

		平成20年度(基準年度)		平成32年度(目標年度)	
法定 目標	供給熱量ベースの 総合食料自給率	41%	$\left(\frac{1人・1日当たり国産供給熱量(1,012kcal)}{1人・1日当たり総供給熱量(2,473kcal)} \right)$	50%	$\left(\frac{1人・1日当たり国産供給熱量(1,231kcal)}{1人・1日当たり総供給熱量(2,461kcal)} \right)$
	生産額ベースの 総合食料自給率	65%	$\left(\frac{食料の国内生産額(9兆9,846億円)}{食料の国内消費仕向額(15兆2,713億円)} \right)$	70%	$\left(\frac{食料の国内生産額(10兆5,034億円)}{食料の国内消費仕向額(15兆1,016億円)} \right)$
飼料自給率		26%	$\left(\frac{純国内産飼料生産量(651万TDNトン)}{飼料需要量(2,486万TDNトン)} \right)$	38%	$\left(\frac{純国内産飼料生産量(840万TDNトン)}{飼料需要量(2,187万TDNトン)} \right)$

食料自給率の推移

○ 我が国の食料自給率（総合食料自給率）は、長期的に低下傾向で推移してきたが、近年は横ばい傾向で推移。

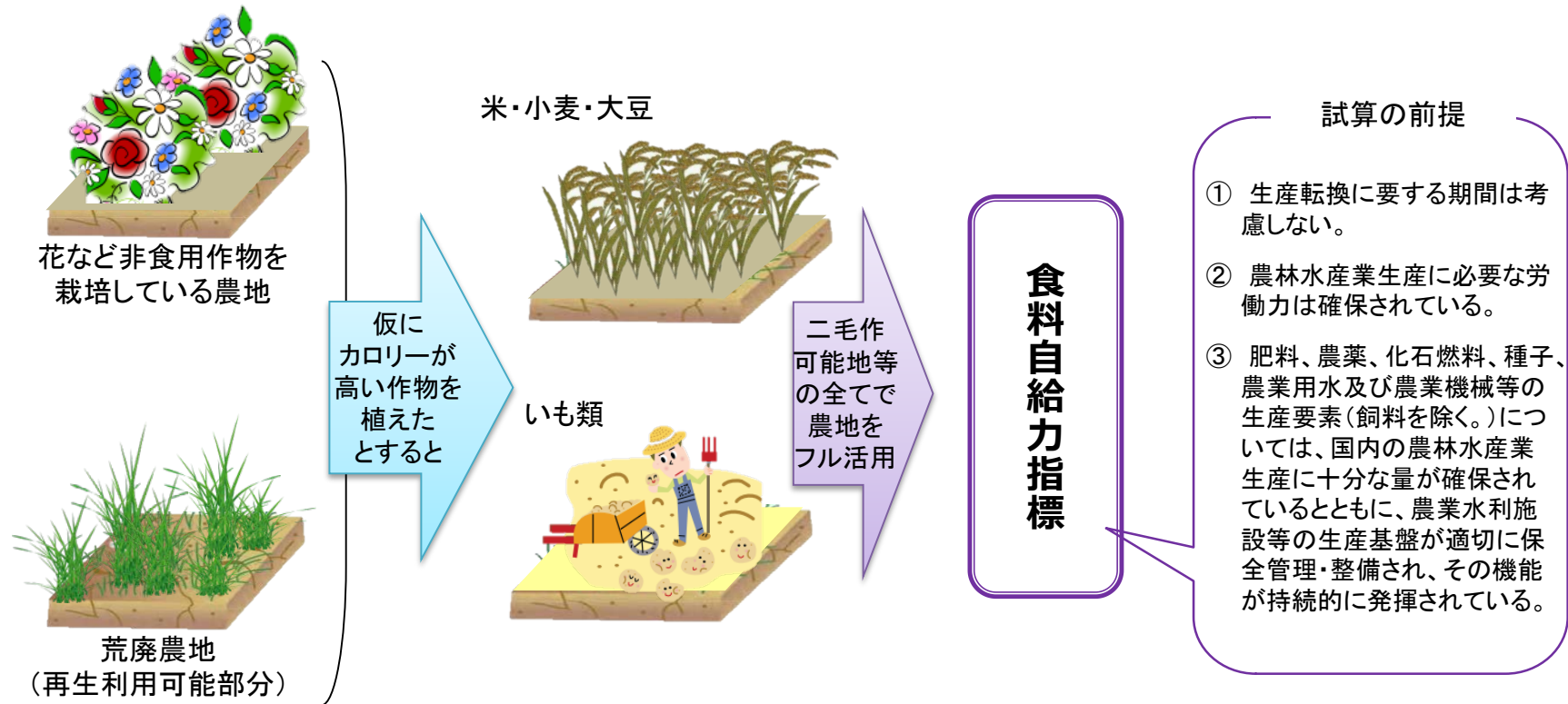
■カロリーベースと生産額ベースの総合食料自給率の推移



資料：農林水産省「食料需給表」

食料自給力指標の考え方

- 食料自給力指標とは、「国内生産のみでどれだけの食料（カロリー）を最大限生産することが可能か」（食料の潜在生産能力）を試算した指標。

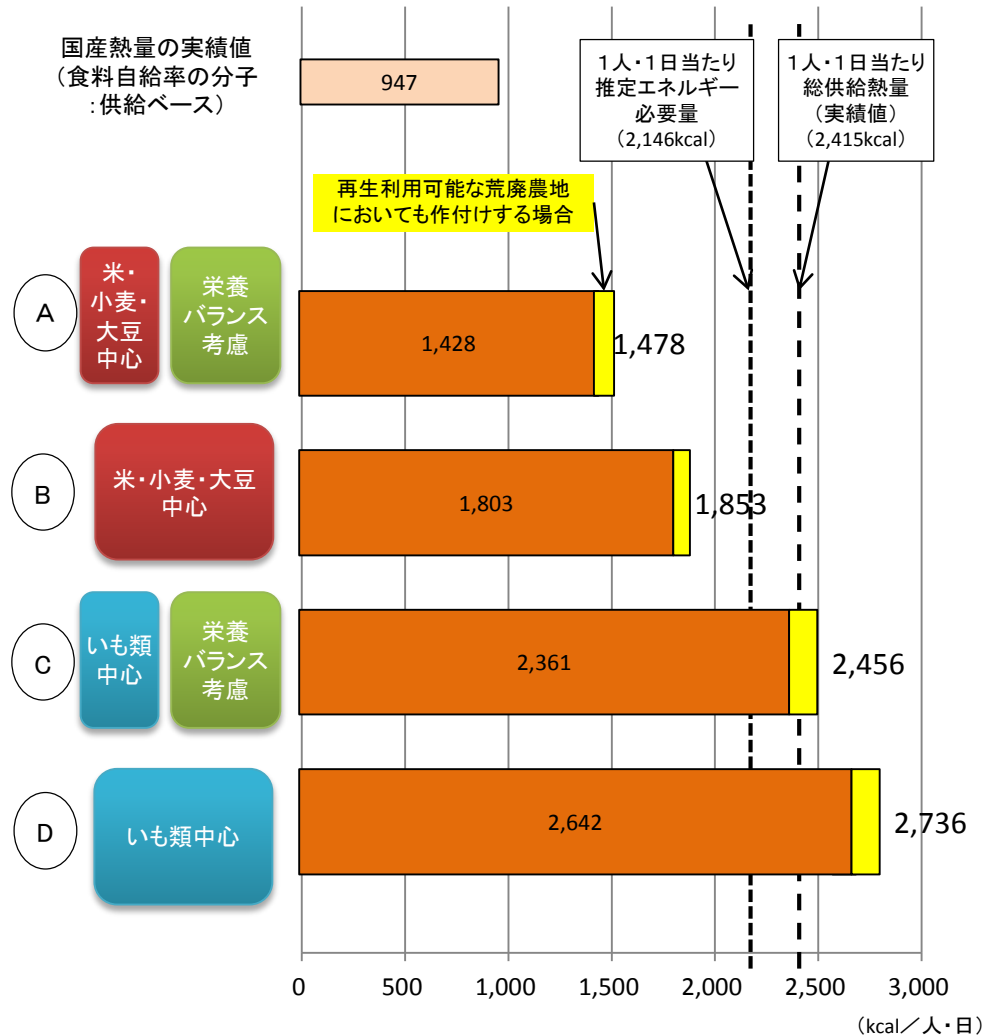


補足

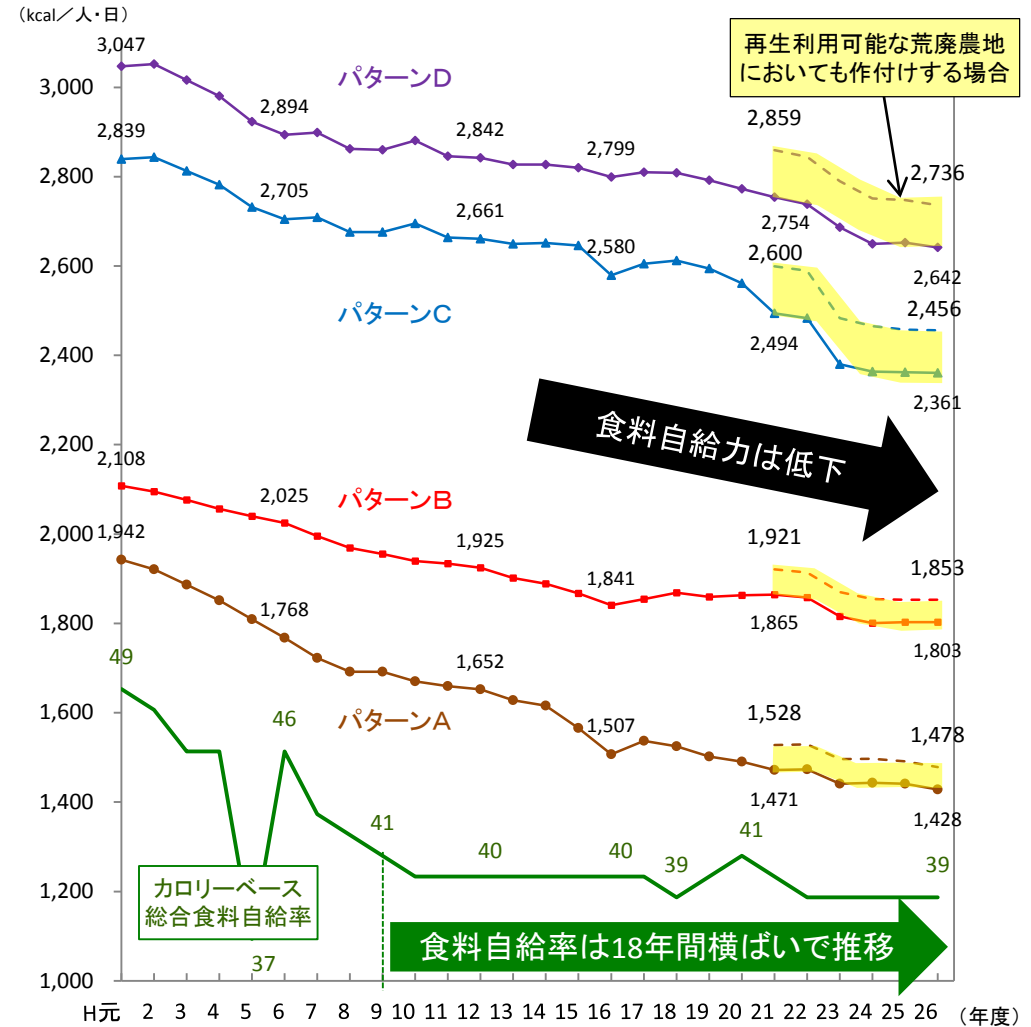
食料の潜在生産能力を表そうとしたときに、食料自給率は、現在花などを栽培している農地の能力が反映されないなど、一定の限界

食料自給力指標の姿と推移

■食料自給力指標(平成26年度)



■食料自給力指標の推移
(平成元年度～平成26年度)



(2) 農業政策の展開方向

① 食料の安定供給に関する施策

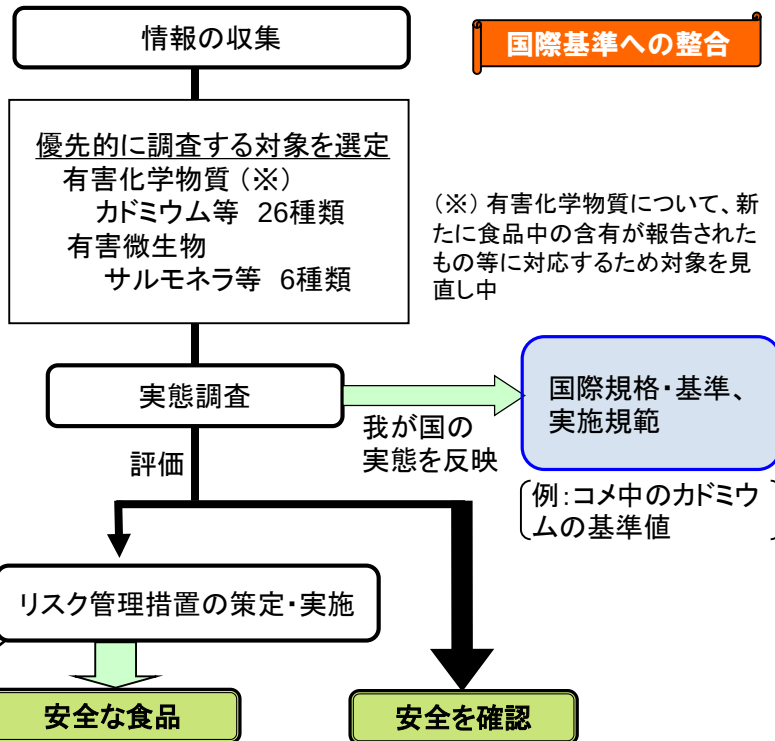
科学の進展等を踏まえた食品の安全確保の取組

- 食品の安全性を向上させるため、含有実態調査や分析法等の研究を実施。それらの結果を踏まえ、必要に応じて、当該有害化学物質等に係る生産・製造段階の安全性向上対策をまとめた低減指針等を作成し、現場に周知。

■ 食品の安全性の向上

科学的根拠に立脚

- 行政における推進計画策定、試験研究結果の解析
- 行政・社会ニーズに即応した試験研究

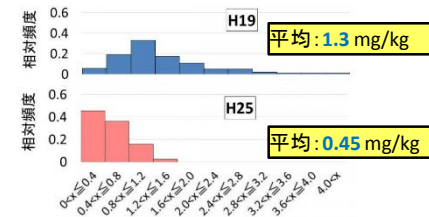


○ 有害化学物質の低減事例

〈食品中のアクリルアミド〉

- ・低減指針を策定
- ・様々な加工食品業界と意見交換、低減指針を普及

- ・ポテトチップス中の平均濃度は、H19からH25にかけて、4割程度に減少



〈コメ中のカドミウム〉

- ・低減指針を策定
- ・各都道府県が、水管理、客土等の低減対策を実施

- ・現在の基準値(0.4 mg/kg)を超えるコメの比率は、H9-10からH21-22にかけて、0.3%から0%に減少

	H9-10	H21-22
分析点数	37,250点	2,000点
0.4 mg/kg 超の割合	0.3%	なし

○ 低減指針等の作成例

生産者向け	〈米〉 〈野菜〉	米のカビ汚染防止のための管理ガイドライン(H24) スプラウト生産における衛生管理指針(H27)
生産者・指導者向け	〈麦〉 〈鶏卵・食肉〉	栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針(H23) 麦類のデオキシニバレノール・ニバレノール汚染低減のための指針(H20) 鶏卵、鶏肉、牛肉の生産衛生管理ハンドブック第2版(H27,H25)
都道府県向け	〈二枚貝〉	二枚貝等の貝毒のリスク管理に関するガイドライン(H27)
事業者向け	〈加工食品〉	かつお節中のPAH低減のガイドライン(H25)

国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保

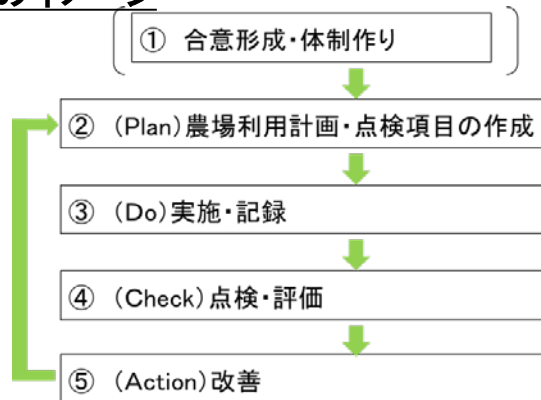
- 平成26年3月末現在、野菜・米・麦・果樹・大豆の産地でGAP導入産地は、2,713産地。
- 農業者や産地において、農林水産省のガイドラインに則した一定水準以上のGAPの普及、拡大を推進。

1. 農業生産工程管理(GAP)とは

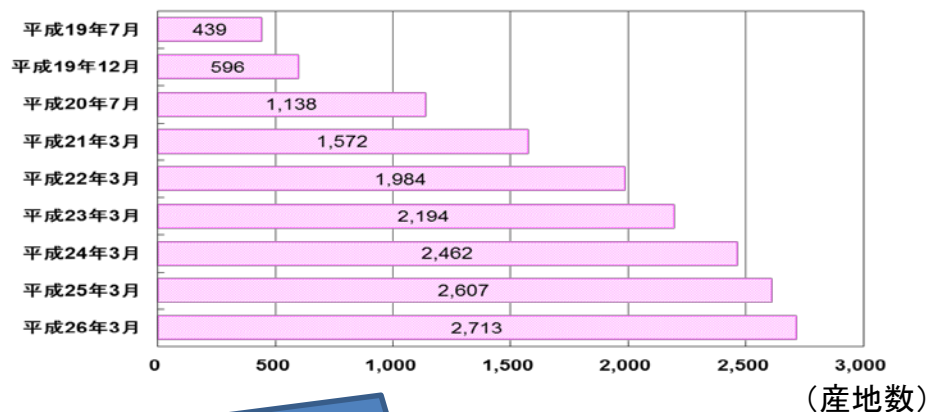
農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。

結果として食品の安全性向上、環境の保全、労働安全の確保等に資するとともに、消費者や実需者の信頼の確保が期待される。

2. GAP導入のイメージ

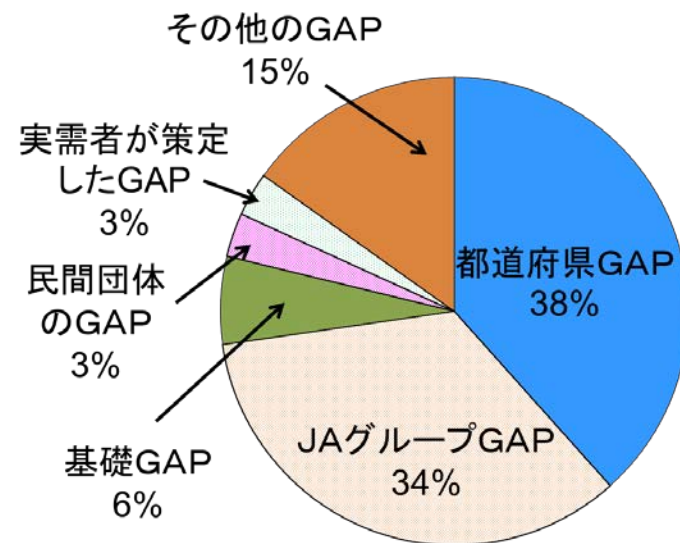


3. 導入産地数の推移



- ・ 調査対象の約6割がGAPに取組
- ・ **ガイドラインに則したGAP**に取り組んでいる産地は調査対象の**23%**(1,010産地)

4. 取り組まれているGAPの種類



農林水産省調べ(平成26年3月末現在)

※集計対象は野菜、米、麦、果樹、大豆の産地強化計画等を作成している産地等(平成26年3月4,410産地)。(平成23年3月の結果は福島県を除く。)

農林漁業体験を通じた食育の推進

- 食育関連施策を効果的かつ効率的に推進するため、食育を実践する農業者、食品産業事業者、教育関係者等の現場の声を把握し、積極的な活動を促すための仕組みを構築。
- 国産農産物の消費拡大に向けて、食育や「和食」の保護・継承、医福食農連携、農観連携、品目別の需要拡大等を推進する取組と連携しつつ、官民一体となった国民運動を推進。
- また、関係府省が連携しつつ、地産地消を更に推進。

(内閣官房・内閣府見直し法※の成立により、平成28年4月から、内閣府の食育推進事務は農林水産省へ移管。)

これまでの取組

- 地域における教育ファーム等の農林漁業体験の活動に対する支援を実施。



- 全国のエデュファームのデータベース整備、全国農林漁業体験スポット一覧として公表。
- 効果的な農林漁業体験推進のための教育ファーム運営の手引きの普及。企業向け導入マニュアル、教科と関連付けた学校教材の作成。

今後の方向性

- 食、農業、農村、命の大切さ、自然環境、伝統文化などの理解を深めるためには、学ぶ機会としての体験活動は極めて重要。
- 農林漁業体験や工場見学など食料の生産から消費に至るまでの様々な体験活動は消費者の食や農林水産業の理解増進に極めて有効であり、学校教育のみではなく、幅広い世代に対しライフステージに応じた体験機会を提供。

(平成27年3月6日公表、今後の食育推進施策について(最終取りまとめ)より)

※ 正式名称は、「内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律」(平成27年9月11日公布)



「日本型食生活」とは

ごはんを中心に、魚、肉、牛乳・乳製品、野菜、海藻、豆類、果物、茶など多様な副食などを組み合わせた、栄養バランスに優れた食生活。

和食文化の保護と次世代への継承

- 和食文化がユネスコ無形文化遺産に登録されたことも踏まえて、和食文化の保護・継承を本格的に進める必要。
- 和食文化に関する国民の関心と理解が深まるよう、学校給食や家庭における和食の提供機会の拡大、和食文化の継承に向けた地域における食育活動などを推進。

平成25年12月

提案名称

「和食：日本人の伝統的な食文化」
－正月を例として－

提案内容

「自然の尊重」という日本人の精神を
体現した、食に関する社会的慣習

和食の特徴

- ・多様で新鮮な食材と素材の味の活用
- ・健康的な食生活を支える栄養バランス
- ・自然の美しさや季節の移ろいの表現
- ・正月などの年中行事との密接な関わり



「和食」保護・継承推進検討会

(平成27年度「和食」保護・継承推進事業 40百万円)

任務

和食文化を今後、国民全体で保護・継承していくため、国民の食生活における和食志向の維持・増大を推進していく観点から、国民の和食摂取の実態を明らかにした上で、和食文化の保護・継承に向けた効果的な方策の検討・明確化・発信等を行う。

検討会委員

熊倉功夫静岡文化芸術大学学長
他9名

検討期間

平成27年9月～平成28年3月

組織体制の強化

平成27年10月1日より食料産業局に「食文化・市場開拓課」及び「和食室」を新設し、関連施策と連携させつつ、和食文化の保護・継承を一層効果的に推進。

和食給食提供機会の拡大

(平成27年度日本食・食文化の世界的普及プロジェクト
957百万円の内数)

学校給食における和食の提供機会の拡大を図るため、和食料理人が全国の小学校を訪問し、児童に対して和食給食を提案・実演するとともに、栄養教諭等を対象にしたセミナーを実施。

○26年度実績
実施数：25校

効果：事業実施校における和食給食提供回数の変化
実施前2.1回/週→実施後2.7回/週



地域の食文化の保護・継承

(平成27年度消費・安全対策交付金 2,062百万円の内数)

都道府県等が実施する、食育推進リーダーの育成や地域のネットワーク作りなど地域の食文化の継承等を支援。

○26年度実績
実施主体数：90件



和食文化の次世代への継承

和食資源を活用した地方創生と国産農林水産物の需要拡大

6次産業化の取組の質の向上と拡大に向けた戦略的推進

- 農林漁業の6次産業化の取組は着実に進展しており、平成27年10月現在で、六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定は2,100件を超え、その売上げも増加。
- 農林漁業成長産業化ファンドの活用件数も着実に増加。平成27年10月現在で71件の案件が組成され、計画ベースで約1,200名の雇用見込み。（サブファンド出資決定額44.88億円（うちA-FIVE22.44億円））

○ 農林漁業の6次産業化の市場規模・従事者数

（平成25年）

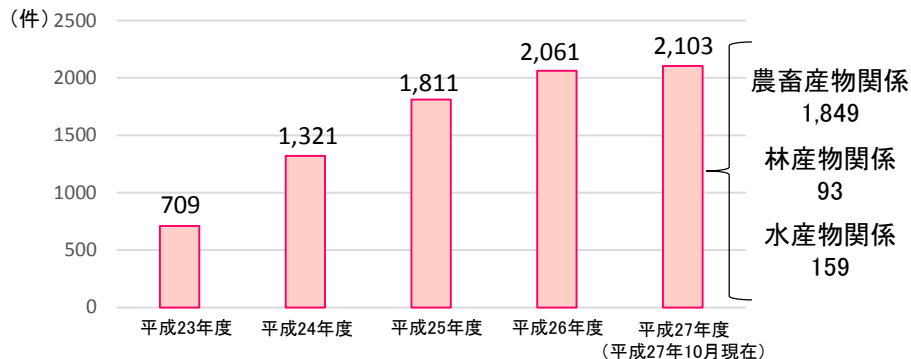
加工・直売の売上：1.9兆円

従事者数：41.4万人

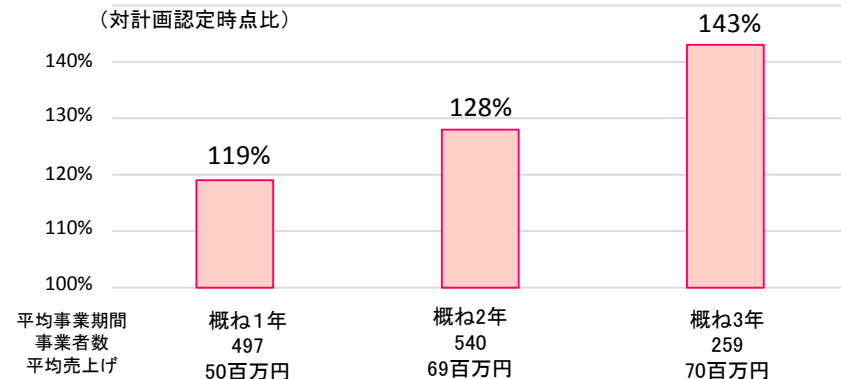
（農業関係 約1.7兆円、漁業関係 約0.2兆円）

（農業関係 約39.1万人、漁業関係 約2.3万人）

○ 総合化事業計画の認定件数と内訳



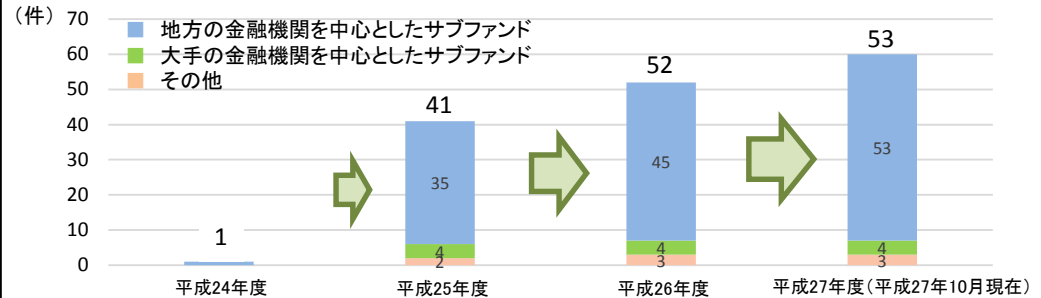
○ 総合化事業計画認定事業者の売上高の伸び



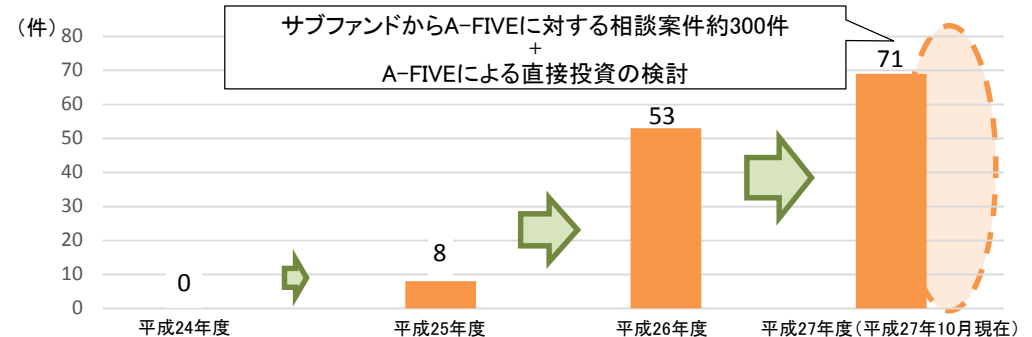
注：平成26年度の認定事業者に対するフォローアップ調査から集計（調査時点：平成26年3月）。

○ 農林漁業成長産業化ファンドの動向

【サブファンドの設立件数（累積）】



【出資決定の件数（累積）】



【6次産業化の取組事例】

馬路村農業協同組合（高知県馬路村）

- 形が悪いために青果出荷が困難なゆずを有効活用するため、加工品を開発して付加価値を向上。
 - 村が一丸となって商品の開発やPRに取り組み、馬路村の名前を前面に押し出し、ブランドを構築。
- （売上高 約1億円（平成元年度） → 約33億円（平成26年度）
雇用者数（職員数） 19人（平成元年度） → 86名（平成26年度））



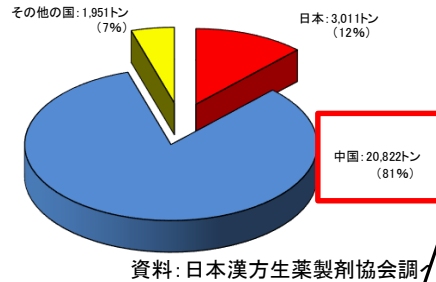
ゆず加工品

新たな市場を創出するための環境づくり（医福食農連携、新しい介護食品）

- 今後市場の拡大が期待されている、介護食品や食を通じた健康管理を支援するサービス分野について、医福食農連携による食品産業事業者等の参入を促進。このため、新しい介護食品の認知度向上に向けた取組や介護食品の開発等を推進。

医福食農連携

- 漢方の原料となる薬用作物について、産地側と漢方メーカー側の情報交換・共有を促進し、安定供給を実現



- 介護食品を、低栄養の予防や日々の快適な生活等に資する食品と広い概念で捉え、「新しい介護食品」として整理し、今後普及。
- 地域農産物を活用した介護食品の開発等を推進。



高齢者にも食べやすいリング状のうどん麺

- 日本食と健康に関する科学的知見を確立するなど、環境を整備
- 生活習慣病の改善に効果が期待される機能性農林水産物・食品の開発等を実施



これまでの研究で機能性が明らかにされたうんしゅうみかんやべにふうき緑茶は、生産者団体により、「機能性表示食品」としての届出が行われています。

新しい介護食品

背景

- 超高齢社会の到来により、介護食品の潜在的なニーズが急拡大
 - 現状では、市販の介護食品の市場規模は約1,100億円程度だが、潜在的市場規模は約2兆9千億円(*)と試算される
- * 介護保険制度上の要介護（支援）認定者約584万人×介護保険上の1日当たりの基準（1,380円）×365日により試算

これまでの成果

「介護食品のあり方に関する検討会議」(H25.10～H27.3)

- 医療・介護関係者、食品関連事業者、学識経験者等から構成される検討会議において、介護食品の考え方の整理や普及手法の開発等を実施

〈これまでの成果〉

- 平成26年4月 ・「新しい介護食品」の考え方を公表
- 平成26年11月 ・「新しい介護食品」の愛称をスマイルケア食に決定
- ・「新しい介護食品」の選び方（早見表）を決定
- 平成27年3月 ・提供方法に関する基本的考え方（事業者向けガイドライン）を公表
- ・社会システム構築に係る課題（中間整理）の公表
- 平成27年10月 ・低栄養予防のための食品（青D）マークの利用についてパブリックコメント中



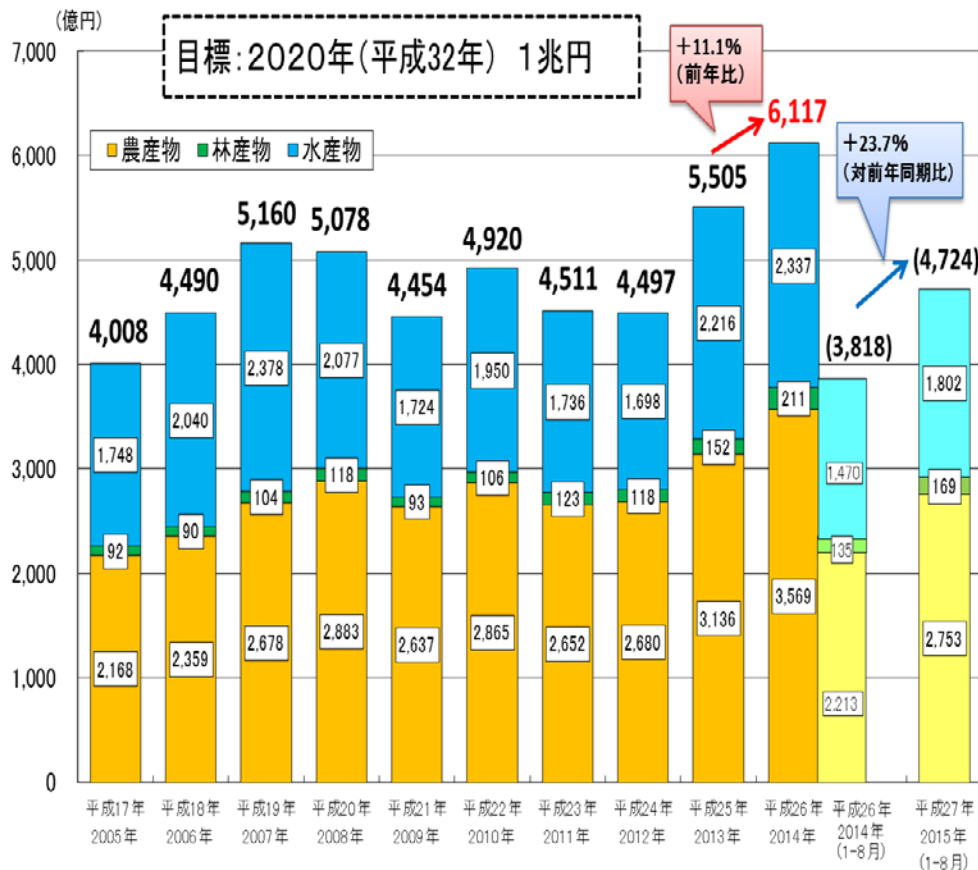
課題

- 低栄養等への対応策としての「スマイルケア食」の認知度向上（特に、介護に係る専門職等における認知度向上）
- これらの情報を伝達し、普及する拠点、規格・基準の策定も含めた手法等の構築
- 介護食品の開発、販売ルート拡大

農林水産物・食品の輸出促進

- 平成26年の輸出額は、過去最高の6,117億円。
- 農林水産物・食品と合わせて、国内の食関連製品（炊飯器、食器等）、日本の文化（和室、和紙等）をパッケージで輸出することにより、国内地場産業の活性化を図り、地方創生に資する。

輸出実績



FBI戦略

和食・食文化の普及/
世界の料理界で日本
食材の活用推進
(Made **FROM** Japan)

日本の「食文化・
食産業」の海外展
開
(Made **BY** Japan)

日本の農林水産
物・食品の輸出
(Made **IN** Japan)

FBI戦略を下支え

戦略的に輸出拡大を実施

○国別・品目別輸出戦略
(2013年8月策定)

○輸出戦略実行委員会
(2014年6月設置)

○27年度輸出拡大方針
(2015年1月策定)

→PDCAサイクルにより、毎
年点検・改訂。

○輸出環境課題の解決

引き続き、原発事故後の輸入規
制の撤廃・緩和の働きかけを、輸
入停止措置をとる国・地域（中国、
台湾等）を中心に強化。

「輸出環境課題レポート」を作成
し、優先順位を付けて課題解決に
取り組む。

○ジャパン・ブランドの確立
品目別輸出団体（コメ・コメ
加工品、牛肉、日本茶、林産
物、花き、水産物、青果物の
7団体）の産地間連携、品目
間連携の取組をジェットロと一
体となって支援。

○他省庁との連携

クールジャパン戦
略、ビジットジャパ
ン戦略との連携、
ジャパンハウスの活
用等により、日本
食・食文化を総合的
に発信。